

各種加算(令和6年4月～)・・・状況に応じて、いずれかの加算を算定する場合があります。

加算の種類		単位数(特記 ない場合は一 日当たり)	利用者負担分月額 (1割負担、31日計 算)	算定要件
1	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位	1,426円	前6か月間の新規入居者のうち要介護4又は5が70%以上又は認知症である者が65%以上の場合等で、介護福祉士が入居者6人に一人以上配置の場合
2	看護体加算(Ⅰ)	イ 6単位	186円	常勤の看護師を1名以上配置している場合
3	看護体制加算(Ⅱ)	イ 13単位	403円	看護職員の数、入居者25人に一人以上、かつ、3名以上配置している場合(常勤換算)
4	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	イ 27単位	837円	夜勤を行う介護職員の数(一日平均夜勤職員数)が、基準を1以上(センサーによる見守り機器を入居者数の10%以上設置している場合は、0.9以上)上回っている場合
5	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	イ 33単位	1,023円	(Ⅱ)の要件に加え、夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合
6	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位	372円	常勤専任の機能訓練指導員が、入所者ごとの訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を実施している場合
7	個別機能訓練加算(Ⅱ)(20単位/月)	月20単位	20円	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
8	個別機能訓練加算(Ⅲ)(20単位/月)	月20単位	20円	個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定している入所者ごとに機能訓練に必要な情報、口腔の健康状態に関する情報、栄養状態に関する情報を関係職種で共有している場合。
9	ADL維持等加算(Ⅰ)(30単位/月)	月30単位	30円	イ 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。 ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。
10	ADL維持等加算(Ⅱ)(60単位/月)	月60単位	60円	ADL維持等加算(Ⅰ)のイとロの要件を満たすこと。評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。
11	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	月100単位	100円	・外部の訪問リハビリ、通所リハビリの理学療法士等からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成等すること。 ・外部の理学療法士等は、施設への訪問は要しないが、ICTの活用等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。
12	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	月200単位	200円	外部の訪問リハビリ、通所リハビリの理学療法士等が施設を訪問し、入所者に計画的に機能訓練を実施した場合
13	若年性認知症入所者受入加算	120単位	3,720円	若年性認知症者を受け入れ、それぞれに個別の担当者を選定している場合
14	常勤医師配置加算	25単位	775円	常勤の医師を配置している場合
15	精神科医師配置加算	5単位	155円	精神科を担当する医師による療養指導が月2回以上行われている場合
16	障害者生活支援体制加算(Ⅰ)	26単位	806円	視覚・知的・精神障害等のある入所者の数が15名以上または30%以上で、専任の障害者生活支援員を1名以上配置している場合
17	障害者生活支援体制加算(Ⅱ)	41単位	1,271円	視覚・知的・精神障害等のある入所者の数が50%以上で、専任の障害者生活支援員を2名以上配置している場合
18	外泊時費用	246単位	最大 1,476円	入院、外泊をした場合、所定単位数に代えて算定(月6日まで)
19	外泊時在宅サービス利用費用	560単位	最大 3,360円	入居者が居宅に外泊したときに、当施設が居宅サービスを提供する場合(月6日まで)
20	初期加算	30単位	30日分 900円	新たに当施設に入居された場合及び30日を超える入院を経て再入所した場合(入所日から30日間)
21	退所時栄養情報連携加算	70単位	一回 70円	特別食を必要とする入所者又は、低栄養状態にある方が、当該施設を退去する際、管理栄養士が医療機関等に栄養管理に関する情報を提供した場合(月1回まで)

加算の種類		単位数(特記 ない場合は一 日当たり)	利用者負担分月額 (1割負担、31日計 算)	算定要件	
22	再入所時栄養連携加算	200単位	一回 200円	入院していた入居者の退院後、管理栄養士が入院した医療機関の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を作成した場合(一人につき1回を限度)	
23	退所前訪問相談援助加算	460単位	一回 460円	入所者の退所に先立ち、退所後生活する居宅を訪問し、退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合(1回限り)	
24	退所後訪問相談援助加算	460単位	一回 460円	入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、相談援助を行った場合(1回限り)	
25	退所時相談援助加算	400単位	一回 400円	入所者及びその家族に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合に算定(1回限り)	
26	退所前連携加算	500単位	一回 500円	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合に算定(1回限り)	
27	退所時情報提供加算	250単位	一回 250円	入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、情報を提供した場合に算定(1回限り)	
28	協力医療機関連携加算	月50単位または月5単位	50円または5円	要件を満たす協力医療機関と入所者の病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催している場合。	
29	栄養マネジメント強化加算	11単位	341円	・管理栄養士を配置すること。 ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、栄養ケア計画に従い、週3回以上食事の観察を行い、栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整を実施すること。 ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際の変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。 ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、そのフィードバックを栄養管理に活用していること。	
30	経口移行加算	28単位	868円	経管栄養の入所者に対し、経口による食事摂取を進めるための計画を作成した場合(計画作成から180日以内)	
31	経口維持加算(Ⅰ)	月400単位	400円	摂食機能障害、誤嚥のある入所者に対し、入所者ごとに経口摂取を維持する計画を作成し、栄養管理を行った場合(計画作成から6月以内)	
32	経口維持加算(Ⅱ)	月100単位	100円	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合で、経口摂取維持のための会議に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が加わった場合	
33	口腔衛生管理加算(Ⅰ)(90/月)	月90単位	90円	歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行う場合	
34	口腔衛生管理加算(Ⅱ)(110/月)	月110単位	110円	歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、加えて、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	
35	療養食加算	一回6単位	最大 558円	医師の発行する食事箋に基づき、療養食を提供した場合(1日に3回を限度)	
36	特別通院送迎加算	月594単位	594円	透析を必要とする入所者であって、家族や病院等による送迎が困難な者を、施設職員が月12回以上送迎を行った場合。	
37	配置医師緊急時対応加算	(通常の勤務時間外)	一回325単位	一回 325円	配置医師の通常の勤務する時間以外の時間に診療を行った場合
		(早朝・夜間)	一回650単位	一回 650円	
		(深夜)	一回1,300単位	一回 1,300円	
38	看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前31日以上45日以内	72単位	最大 1,080円	ターミナル期にあると医師が診断した入所者に対し、看取り介護を実施した場合、死亡月に加算 (算定要件) ・常勤の看護師を配置 ・看取りに関する指針を定め、適宜見直している ・看取りに関する職員研修の実施
		死亡日以前4日以上30日以内	144単位	最大 3,888円	
		死亡日前日及び前々日	680単位	一日 680円	
		死亡日	1280単位	一日 1,280円	
39	看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日以前31日以上45日以内	72単位	最大 1,080円	ターミナル期にあると医師が診断した入所者に対し、看取り介護を実施し、その入所者が当施設で死亡した場合、死亡月に加算 (算定要件) (Ⅰ)の要件に加えて、配置医師と連携し、24時間対応ができる体制を確保していること。
		死亡日以前4日以上30日以内	144単位	最大 3,888円	
		死亡日前日及び前々日	780単位	一日 780円	
		死亡日	1580単位	一日 1,580円	

加算の種類		単位数(特記 ない場合は一 日当たり)	利用者負担分月額 (1割負担、31日計 算)	算定要件	
40	在宅復帰支援機能加算	10単位	310円	入所者が在宅復帰する際に、居宅介護支援事業者の対して情報提供、居宅サービスの利用調整を行った場合	
41	在宅・入所相互利用加算	40単位	1,240円	複数の者で在宅期間と入居期間をあらかじめ定め、居室を計画的に利用する場合	
42	認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	3単位	93円	入所者の2分の1以上が認知症の者で、認知症介護に係る専門的な研修を修了している職員を一定数以上配置している場合
		(Ⅱ)	4単位	124円	Ⅰの要件に加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置している場合
43	認知症チームケア推進加算	(Ⅰ)	月150単位	150円	入所者の2分の1以上が認知症の者で、専門的な研修を修了した職員を1名以上配置し、かつ複数人で認知症に対応するチームを組んでケアを実施している場合
		(Ⅱ)	月120単位	120円	
44	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	最大 1,400円	認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に入所が適当と医師が判断した者に施設サービスを提供した場合(入所日から7日間)	
45	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(3/月)	月3単位	3円	・入所者ごとに褥瘡の発生するリスクについて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出し、そのフィードバックを褥瘡管理に活用していること。 ・入所者ごとに褥瘡ケア計画を作成し、その計画に従い、褥瘡管理を実施するとともに、その内容を定期的に記録していること。 ・評価に基づき、少なくとも3月に1回、褥瘡ケア計画を見直していること。	
46	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)(13/月)	月13単位	13円	(Ⅰ)の要件に加えて、評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がないこと。	
47	排せつ支援加算(Ⅰ)(10/月)	月10単位	10円	・排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し、フィードバックを排せつ支援の実施に活用していること。 ・評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、支援計画を作成し、当該計画に基づく継続的な支援を実施していること。 ・少なくとも3月に1回、支援計画を見直していること。	
48	排せつ支援加算(Ⅱ)(15/月)	月15単位	15円	(Ⅰ)の要件に加えて、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。	
49	排せつ支援加算(Ⅲ)(20/月)	月20単位	20円	(Ⅰ)の要件に加えて、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。	
50	自立支援促進加算(300/月)	月300単位	300円	イ 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも六月に一回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。 ロ イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。 ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 ニ イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	
51	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(40/月)	月40単位	40円	・入所者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 ・サービスの提供に当たって、提出した情報のフィードバックを活用していること。	
52	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(50/月)	月50単位	50円	(Ⅰ)の要件に加えて、入所者の疾病の状況を厚生労働省に提出していること。	
53	安全対策体制加算	20単位	20円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(1回限り)	
54	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	月10単位	10円	感染者の対応を行う医療機関との間で、感染症発生時の対応を行う体制を確保し、定期的に研修や訓練に参加している場合	
55	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	月5単位	5円		
56	新興感染症等施設療養費	240単位	240円	新興感染症に感染した場合に、適切な感染対策の上で、施設サービスを提供した場合	
57	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	月100単位	100円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資す	

加算の種類		単位数(特記 ない場合は一 日当たり)	利用者負担分月額 (1割負担、31日計 算)	算定要件
58	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	月10単位	10円	る委員会の開催や安全対策を講じ、改善活動を継続的に実施していること
59	サービス提供体制加算 (※日常生活継続支援 加算を算定している場 合は、算定しない。)	(Ⅰ)	22単位	682円 ・以下のいずれかに該当する場合 ①介護職員の総数のうち、介護福祉士80%以上 ②介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上
		(Ⅱ)	18単位	558円 ・介護職員の総数のうち、介護福祉士60%以上の場合
		(Ⅲ)	6単位	186円 ・以下のいずれかに該当する場合 ①介護職員の総数のうち、介護福祉士50%以上 ②看護・介護職員の総数のうち、常勤職員が75%以上 ③入所者に直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の者が30%以上
60	介護職員処遇改善加算(令和6年5月まで)	I	ひと月の所定 単位数×8.3%	介護職員の賃金等の改善を実施している場合
61	介護職員等特定処遇改 善加算(令和6年5月ま で)	(Ⅰ)	ひと月の所定 単位数×2.7%	介護職員処遇改善加算に加えて、更に介護職員等の賃金の改善を実施している場合(サービス提供体制加算(Ⅰ)または1.日常生活継続支援加算を算定していることが要件)
		(Ⅱ)	ひと月の所定 単位数×2.3%	介護職員処遇改善加算に加えて、更に介護職員等の賃金の改善を実施している場合(サービス提供体制加算(Ⅰ)または1.日常生活継続支援加算を算定していない場合)
62	介護職員等ベースアップ 等対策支援加算(令和6年 5月まで)		ひと月の所定 単位数×1.6%	介護職員等に対し、ベースアップを実施して賃金改善を行っている場合
63	(令和6年6月～)介護職員 等処遇改善加算(Ⅰ)		ひと月の所定単 位数×14.0%	介護職員等に対して、賃金等の処遇改善を実施している場合